

(長さ、幅及び高さ)

第2条 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12メートル（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13メートル）、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。

2 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに第44条第5項の装置は、告示で定める方法により測定した場合において、その自動車の最外側から250ミリメートル以上、その自動車の高さから300ミリメートル以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250ミリメートルまで突出することができる。